

2011年8月3日

外務大臣
松本剛明様

国際婦人年連絡会
橋本 葉子
世話人 平松 昌子
山口みつ子

女子差別撤廃委員会「最終見解」の実施を求める要望書

女子差別撤廃条約は国連加盟国193カ国中186カ国が批准しており、わが国は1985年に批准しました。

1999年の第54回国連総会では女子差別撤廃条約を実効あるものにするための「選択議定書」が採択され、102カ国が批准しています。当会では、女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求め、政府に対して、長年にわたり繰り返し要望してきました。

国連女子差別撤廃委員会は2009年7月、第6回日本政府報告を審議し、「女子差別撤廃条約選択議定書の批准」を含むきびしい勧告を行うとともに、「最終見解」のフォローアップ項目として民法改正と暫定的特別措置の実施状況を2年以内に報告することを求めています。

政府は、「男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題」であるとし、「あらゆる分野で2020年までに指導的地位の女性を少なくとも30%に」との目標をかかげています。その実現のためにも、以下のことを要望します。

記

1. 国連女子差別撤廃委員会からきびしく勧告されている「女子差別撤廃条約選択議定書の批准」を早急に実施すること。
1. 最終見解のフォローアップ項目を実現すること。
 - (1) 民法及び関係法規を改正する
 - (2) 学界を含め雇用及び政治的公的活動への女性の参画に重きをおき、あらゆるレベルの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標、スケジュールを決め、暫定的特別措置を導入する

(他に、菅直人内閣総理大臣、与謝野馨内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、江田五月法務大臣、片山善博総務大臣に提出)